

自家用電気工作物設置者の皆様へ

関東版

PCB含有電気工作物の 処分期限はもう間近!!

高濃度PCB含有電気工作物の処分は
令和4年3月31日 まで
(2022年)



PCBとは

PCBはポリ塩化ビフェニル化合物の総称で、熱による分解が少なく、不燃性で、電気絶縁性に優れるなど化学的に安定した性質のため、電気機器用の絶縁油等に使用されてきました。しかし、昭和43年のカネミ油症事件を契機に、PCBの毒性が取り上げられ、昭和47年以降製造が中止となりました。

現在は、電気事業法による期限を超えた使用の禁止、PCB特措法による期限内の処分が設置者に義務付けられています。

平成28年経済産業省告示第237号に掲げられた
PCB含有の可能性がある12種類の電気工作物

- ①変圧器 ②電力用コンデンサー ③計器用変成器
- ④リアクトル ⑤放電コイル ⑥電圧調整器
- ⑦整流器 ⑧開閉器 ⑨遮断器 ⑩中性点抵抗器
- ⑪避雷器 ⑫OFケーブル

CHECK!!

設置者の責任で処分しなければなりません。

まずは、電気主任技術者に相談してください!

電気主任技術者は、高濃度PCB含有電気工作物の有無の確認を行っております。
「電気事業法 主任技術者制度の解釈及び運用(内規 平成28年10月25日改正)」



厳しい罰則

- ❖ PCB含有電気工作物は新たに電路に施設できません。また、現在使用している高濃度PCB含有電気工作物は、令和4年3月31日までが使用を許される期限となります。これに違反すると、技術基準適合命令が出され、これに従わない場合は、300万円以下の罰金の対象となります。(電気設備技術基準省令第19条第14項及び附則第2項、電気事業法第40条、同第118条第5項) 併せて、産業保安監督部長名による厳重注意とHP等へ実名公表される場合があります。
- ❖ 保管及び処分の状況の届出を行わなかった者、または虚偽の届出を行なった者は、6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金の対象となります。(PCB特措法第34条)
- ❖ 期限内の処分に違反した場合は、環境大臣又は都道府県知事(政令市においては市長)からの改善命令の対象となります。これに違反すると、3年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金、またはこれを併科されることがあります。(PCB特措法第12条、第33条)

経済産業省 関東東北産業保安監督部
一般財団法人 関東電気保安協会
一般社団法人 日本電機工業会
一般社団法人 日本配電制御システム工業会

公益社団法人 東京電気管理技術者協会
公益社団法人 全関東電気工事協会
東京電力パワーグリッド株式会社
電気安全関東委員会

自家用電気工作物設置者の実施すべき事項（概要）

1 設備の調査

電気主任技術者に相談し、受電設備など高濃度PCB含有電気工作物の有無を確認。ある場合は、廃止と処分を計画してください。



注意!!
調査時の感電事故

2 設置等の届出

関東東北産業保安監督部へ「設置等届出書」を提出。以後、毎年6/30までに「管理状況届出書」を提出。



管理状況届出書には
廃棄予定年月も記載

3 JESCOに登録

（中間貯蔵・環境安全事業㈱）

高濃度PCB含有電気工作物等の登録を実施。



処分委託契約は
順番待ち
お早目の登録を!!

6 廃棄物の適正な保管

管理責任者を設置し、適正な保管場所を確保し、掲示板などを表示して保管。



5 廃止の届出

高濃度PCB含有電気工作物を廃止（廃棄）した都度、関東東北産業保安監督部へ「廃止届出書」を提出。



4 当該機器の取外し

代替機材を調達し、対象機器を取外す。



7 保管状況の届出

各都道府県、政令市へ毎年6/30までに保管等の状況の届出を行う。



8 JESCOと処分委託契約

高濃度PCB廃棄物の処分委託の契約を締結。委託費用を支払後、搬入日を調整。

尚、費用軽減制度の適用を受けられる場合があります。



9 安全な運搬

管轄行政からの高濃度PCB運搬許可及びJESCOの入門許可を得た事業者と収集・運搬の契約を行い、「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」に基づき運搬。



10 処分状況の届出

各都道府県、政令市へ毎年6/30までに処分状況の届出を行う。

尚、全ての高濃度PCB廃棄物処分の委託が完了したら、20日以内に終了の届出を行う。



電気事業法に関する届出等のお問い合わせ（1 2 5）は、
関東東北産業保安監督部 電力安全課

TEL. 048-600-0387

http://www.safety-kanto.meti.go.jp/denki/pcb/pcb_index.html

廃棄に関するお問い合わせ（3 4 及び 6 ~ 10）は、
産業廃棄物適正処理推進センター（PCB担当）

TEL. 03-4355-0159

<http://www.sanpainet.or.jp/>

- ❖ 本資料は、電気事業法関係省令等に関わる高濃度PCB含有電気工作物について説明しています。
- ❖ 他にも照明のPCB使用安定器や低濃度PCB廃棄物もPCB持込法の対象となり、処分期限が設けられていますが、本資料とは扱いが異なります。これらにつきましては、環境省のホームページ等をご確認ください。



高濃度PCB廃棄物の処分は
令和4年3月31日まで！